

# 島根県内の宿泊事業者の皆様へ 二次募集の受付が始まります!!

## 感染防止対策等支援事業補助金

宿泊事業者が行う感染拡大防止策の強化や、新たな需要に対応するための設備投資や改修にかかる経費の一部について支援を行います。

受付開始  
にや!



### 補助率

補助対象  
事業にかかる  
経費の

# 1/2

(上限500万円、下限5万円)

### 補助対象事業者

以下の条件に該当する宿泊事業者になります。

- ①島根県内で旅館業法に基づく営業の許可を得て宿泊施設を営業している宿泊事業者
- ②しまね「新型コロナウイルスの予防に取り組むお店」の取組宣誓書の交付を受けている事業者

ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊施設を除く

補助の対象となる  
経費

令和2年5月14日～令和4年1月31日までに支出した経費  
令和4年1月31日までに実績報告書を提出していただくことが条件となります。

申請書受付期限

令和3年12月10日 17時まで必着

※ただし、事業予算の上限に達し次第終了とします。受付終了は事務局HP (<https://ssjm.jp/>) 内でお知らせします。

## 補助対象事業

### 1 感染拡大防止対策

- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、消耗品等にかかる経費
- 専門家による感染拡大防止策にかかる検証や指導に要する経費

たとえば…

- ・飛沫対策…アクリル板、透明ビニールシート、パーテーション等
- ・換気強化…換気扇、サーキュレーター、換気機能付きエアコン等
- ・衛生管理…スプレー容器、ディスペンサー、オゾン発生装置等



### 2 前向き投資

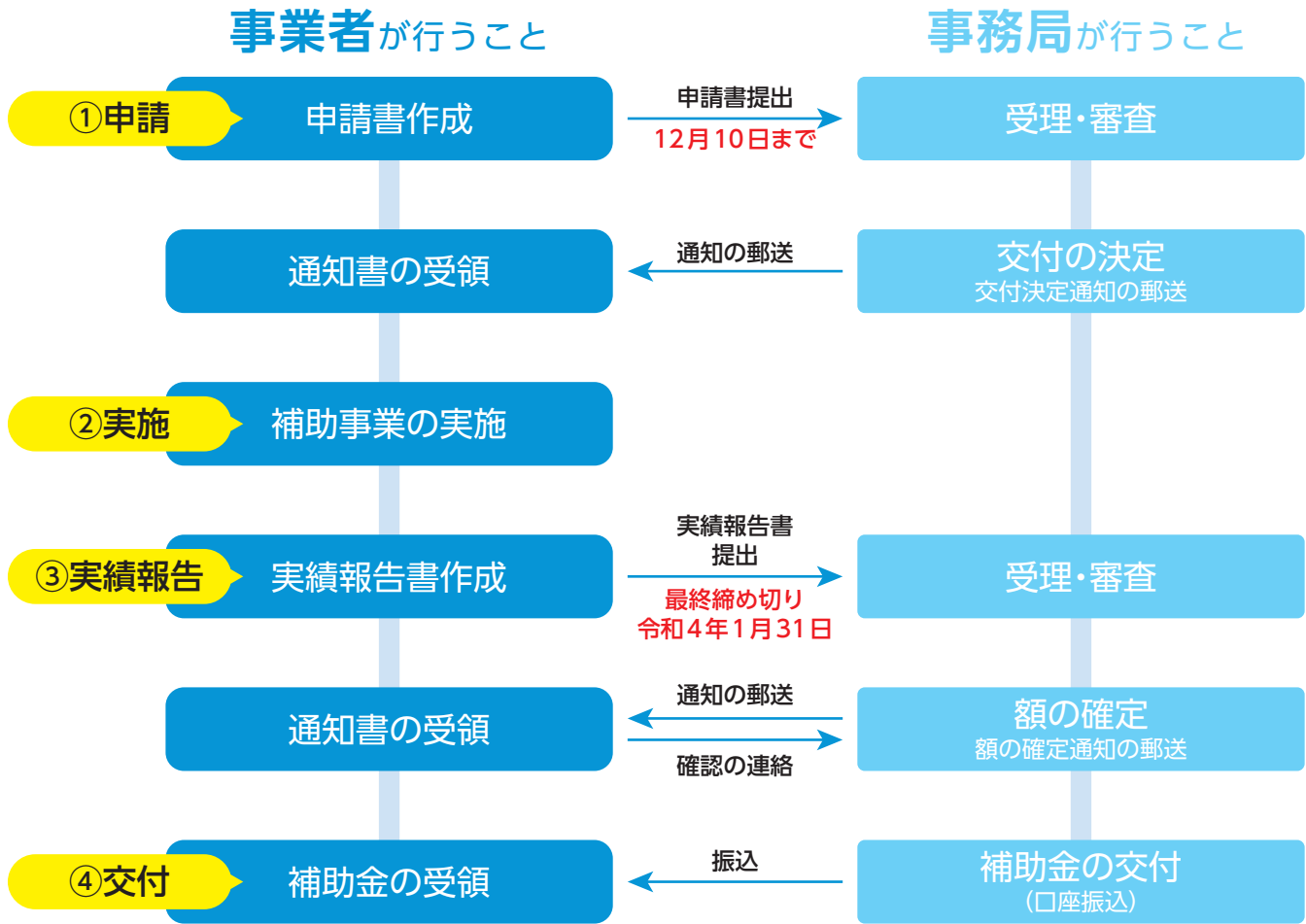
- マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツ開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入など新たな需要に対応するための取組に要する経費

たとえば…

- ・ワーケーション対応工事…Wi-Fi工事、電源工事、ワーケーションスペース新設、食事スペースの改修等
- ・ワーケーション対応設備…Wi-Fiルーター、複合機、机、椅子、テーブル、什器等
- ・新たな観光需要への対応…デジタルガイドマップの作成、多言語化対応、新商品開発・食事メニュー開発にかかる費用、機器の購入、コンテンツ開発委託費、プロモーション費用等



# 申請の流れ



## 1、申請段階

- ・交付申請書(様式第1号)を記入し、指定の添付書類を添えて、郵送または持参で提出してください。
- ・提出頂いた申請書等を事務局で審査の上、順次、交付の決定通知を郵送します。

## 2、補助事業の実施

- ・申請書の記載内容に基づき、補助事業を実施してください。

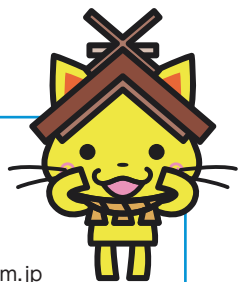
## 3、実績報告段階

- ・補助事業が完了しましたら、実績報告書(様式第4号)をご記入し、指定の添付書類を添えて、郵送または持参で提出してください。

## 4、額の決定・補助金の交付

- ・提出頂いた実績報告書等を事務局で審査をし、補助金の交付額を確定します。審査後、順次、額の確定通知を郵送します。
- ・額の確定通知を確認後、10日以内に事務局に電話・FAX・メールでご連絡ください。それをもって指定の口座に補助金を振り込みます。

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://ssjm.jp/>



お問合せ先

島根県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金 事務局

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 島根県商工会館松江商工会議所ビル 5階

TEL.0852-67-7572 FAX.0852-67-7573

《専用メールアドレス》shimane-shukuhaku@ssjm.jp

《電話・窓口受付時間》9時～17時(土日祝、お盆・年末年始を除く)